

(別添1) 主な改正箇所

条例：武蔵野市下水道条例、規則：武蔵野市指定排水設備工事事業者規則

### 条例第7条の3第2項（指定排水設備工事事業者の指定に関する欠格条項）

#### 【第1号】

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の整備方針を踏まえ、成年被後見人等を一律に排除する欠格条項を削除し、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力を判断する規定となるように、「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと市長が認める者」に改めました。

#### 【第2号】

欠格要件に該当する時点を明確にするため、「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改めました。

#### 【第5号】

「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると市長が認める者」を追加しました。

### 規則第3条第3項（指定の申請）

#### 【第1号】

指定を受けようとする方（法人の場合は代表者）の日本国籍の有無にかかわらず、市役所で取得する「身分証明書」の添付が不要となり、「誓約書」（第2号様式）の提出が必要になりました。

#### 【第2号】

指定の申請をする方が法人の場合、代表者の住民票の添付は不要になりました。（指定の申請をする方が個人の場合は従来通り、住民票の添付が必要です。）

#### 【様式】

第1号様式、第2号様式、第3号様式、第7号様式、第8号様式を変更しました。また、専任責任技術者の常用の雇用関係を証する書類の範囲を拡大し、個人事業主の場合等も証明しやすくなりました。（第1号様式、第4号様式裏面のとおりの）

### 条例第7条の7第5項、第6項、規則第6条、第10条（責任技術者の登録）

指定排水設備工事事業者の指定に関する欠格条項と同様の改正となっておりますが、武蔵野市では、これまでも東京都で責任技術者として登録された方を武蔵野市でも登録された方とみなしており、この扱いが変わるものではありません。登録事項の変更等の届出についても、今まで通り、東京都に登録している方は、東京都へ届出をお願いいたします。